スポーツ・健康まちづくりの検討に関する関係省庁会合の開催について

1. 目的

「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018 改訂版)」(平成 30 年 12 月 21 日閣議決定)では、「地方創生の新たな展開としての飛躍に向け、次期の総合戦略策定の準備を開始する」とされている。次期の総合戦略の策定に向けて、スポーツ・健康まちづくりを幅広い観点から検討するため、スポーツ・健康まちづくりの検討に関する関係省庁会合を開催する。

2. 構成員

会合の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長が必要と認めるときは関係 行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長

副議長 スポーツ庁スポーツ総括官

構成員 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局参事官

内閣官房情報通信技術(IT) 総合戦略室参事官

総務省大臣官房企画課長

国土交通省総合政策局政策課長

観光庁観光資源課長

経済産業省商務情報政策局サービス政策課長

経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課長

厚生労働省健康局健康課長

スポーツ庁健康スポーツ課長

スポーツ庁参事官(地域振興担当)

スポーツ庁参事官(民間スポーツ担当)

3. その他

会合の庶務は、スポーツ庁等関係省庁の協力を得て、内閣官房まち・ひと・し ごと創生本部事務局において処理する。

会合の内容は、原則として公開とする。